

特別養子を中心とした養子制度の在り方に関する研究会	資料 5-2
---------------------------	-----------

養子制度に関連する論点について

第1 養子縁組制度全般について

- 1 法律的親子関係に基づく法律関係（相続権、扶養義務等）のうち一部だけが発生する制度を創設する必要があるか。
→論理的にはあり得るが、親子関係があまりに複雑になるため、検討は困難ではないか。
- 2 子を有する者が婚姻をしたことにより同人と子の氏が異なることになったときは、子は、家庭裁判所の許可なく、届出だけで、従前氏を同じくしていた父又は母と同一の氏を称することができるものとする必要があるか。

第2 普通養子縁組について

1 民法第792条（養親となる者の年齢）関係

- (1) 養子となるべき者は未成年者に限るものとすべきか。
→成年養子が多数利用されている中で、これを廃止することは混乱を招き、また、全面的に禁止するだけの必要性に乏しい。
- (2) 養親の年齢（第792条）を引き上げるべきか。
→若年層の養親による養子縁組に問題が生じているという指摘は見当たらず、年齢を引き上げる必要性に乏しい。
- (3) 養親子間に一定の年齢差を必要とすべきか。
→成年養子は多様な利用のされ方をしており、本件研究会で取り上げる論点としては不適當ではないか。必要があれば別途検討すべき。
- (4) 縁組意思の有無が問題になる場合（例えば、専ら氏の変更を目的とする場合）の養子縁組の効力について規定を設ける必要があるか。
→重要な指摘であるが、難しい問題でもあり、多様な利用のされ方をしている

る養子制度全体について実質的縁組意思に関する規律を設けられるかどうか、疑問がある。

2 第795条関係（配偶者のある者が未成年者を養子とする縁組）

(1) 配偶者の嫡出でない子であっても、単独で養子縁組をすることができるものとする必要はないか（民法第817条の3第2項も同じ。）。

(2) 共同縁組の必要性を緩和すること（成年養子と同様に配偶者の同意があれば単独で養子縁組ができる，別居中であれば単独で養子縁組ができるなど）を検討する必要はあるか。

→未成年の養育を目的とする類型については共同縁組の必要性を緩和すべきであるという指摘は必ずしも強くはなく，検討を進めるのは時期尚早ではないか。

3 民法第797条（15歳未満の者を養子とする縁組）関係

(1) 第797条について，次のいずれかの案の採否を検討する必要はあるか。

ア 代諾の制度を存置する案

甲案 現行法どおりとする案

イ 代諾の制度を廃止する案

乙案 養子をしようとする者が家庭裁判所の審判を得て単独で縁組をすることができるものとするが，養子となるべき者に法定代理人があるときは，その同意を要するものとする案

丙案 乙案における法定代理人の同意は，家庭裁判所が審判をする際に考慮すべき事情とすれば足りるものとする案

→養子となる者の側の関与を低下させる必要は乏しいのではないか。

(2) (1)のほか，代諾の制度を見直す必要はあるか。

(3) 養子となる者の父母であって代諾について同意を得なければならないものの範囲を拡大する（現在は監護をすべき者の同意のみで足りるが，その範囲を拡大する）必要はあるか。

→実親に拡大することはあり得るのではないか。

(4) 養子となるべき者が15歳以上の未成年者である場合については、その法定代理人の同意を要するものとするべきか否かについて検討する必要があるか。

→法定代理人の同意を要する範囲を拡大する必要性は乏しいのではないか。

(5) 養子になろうとする者が15歳未満であっても一定の年齢を超えている場合には、同意を得なければならないものとする必要があるか。

→当別養子縁組においては、養子となるべき者の年齢の上限を上げることが議論されており、これに付随して、養子となるべき者の意思をどのように考慮するかが議論されている。特別養子縁組について何らかの手当をするのであれば、普通養子縁組についてもこれと整合的な手当をする必要がある。

(6) 後見人が被後見人を養子とする場合には、民法第794条と同様の趣旨に基づき、家庭裁判所の許可を得なければならないものとする必要があるか。

4 民法第798条（未成年者を養子とする縁組）関係

(1) いわゆる連れ子養子及び孫養子を例外とせず、全ての未成年養子縁組の成立について裁判所の許可を要するものとする必要があるか。

→裁判所の許可を要しない未成年養子が広く認められていることには批判もあり、特別養子縁組との均衡上も、裁判所の許可を要する範囲を拡大することを検討してはどうか。

(2) 許可の基準の具体的内容を明らかにする必要があるか。

→現行法上はどのような観点から許可がされるのかが明確ではなく、これを明文化することは検討に値するのではないか。

(3) 未成年者を養子とする場合における家庭裁判所の審判の効力について、次のいずれかの案の採否を検討する必要があるか。

甲案 現行法どおりとする案

乙案 審判によって縁組が成立するものとする案

丙案 15歳未満の者を養子とする縁組だけで乙案のとおりとする案

→現行の制度は定着しており、審判の効力を変更するだけの必要性はないの

ではないか。

5 民法第811条（協議上の離縁）関係

(1) 未成年の養子縁組について、離縁に家庭裁判所の許可を要するものとする必要はあるか。

→離縁の在り方についてはこれまでの議論の中でも様々な意見があり、要件の厳格化を含めて検討してはどうか。

(2) 養親死亡後の離縁について、次のいずれかの案の採否を検討する必要があるか。

甲案 現行法どおりとする案

乙案 養親死亡後は離縁を認めないものとする案

丙案 当事者の一方の死亡により法定血族関係及び養族関係は消滅するが、扶養、相続等の関係については、別個に考慮すべきものとする案
→未成年の養育を目的とする養子縁組とは直接の関係がなく、この研究会で取り上げるのは不適當ではないか。

6 民法第814条（裁判上の離縁）関係

未成年の養子の保護のため、縁組の当事者の申立てによらないで離縁の裁判をすることができるものとすべきか否かについて検討する必要があるか。その他第814条について検討すべき課題はあるか。

→特別養子について第三者に離縁の申立権を付与するのであれば、併せて検討すれば足り、普通養子のみについて第三者に離縁の申立権を認める必要はないのではないか。

第3 特別養子縁組制度について

1 第817条2関係（特別養子縁組の成立）

(1) 児童相談所長による申立てを認めることを検討してはどうか。

(2) 特別養子縁組成立の手續を、ある子について特別養子縁組が相当であるかを判断する第1段階目の手續と、その子と養親候補者が縁組みすることが相

当であるかを判断する第2段階目の手続とに分離することを検討してはどうか。その場合、第1段階目の手続の申立権者に児童相談所長を加えるとともに、実親の同意は第1段階目の手続でのみ要件となることを検討してはどうか。

2 第817条の4（養親となる者の年齢）、第817条の5（養子となる者の年齢）関係

- (1) 養親となるべき者の年齢要件についてどのように考えるべきか。
→若年層の養親による養子縁組に問題が生じているという指摘は見当たらず、年齢を引き上げる必要性に乏しい。
- (2) 養子となるべき者の年齢の上限を引き上げることを検討してはどうか。

3 第817条の6（父母の同意）関係

- (1) 同意の撤回を制限することを検討してはどうか。
- (2) 民法第817条の6ただし書について、同意が不要となる要件を明確化する必要はあるか。
- (3) 親権喪失の審判がされたもののうち一定の類型については父母の同意を不要とする必要はあるか（当該類型について、相続権、扶養請求権等の帰趨について検討する必要があるか）。

4 第817条の7（子の利益のための特別の必要性）

- (1) 「特別な必要性」という要件を緩和する必要があるか。
→裁判所の適切な運用を期待することができ、要件を改正する必要性は乏しいのではないか。
- (2) 養子が成年に達したとき等に、普通養子縁組から特別養子縁組への転換又は実親子関係の終了を可能とする必要はあるか。

5 第817条の10（特別養子縁組の離縁）

養子の請求による離縁の要件を緩和することを含め、特別養子縁組の離縁事

由を見直す必要はあるか。

6 その他

(1) 特別養子となった子については、父が認知をすることができないことを明文化する必要はあるか。

→明文化の必要性はそれほど高くないのではないか。

(2) 特別養子となった子の出自を知る権利をどのように保障するか。また、これに関連して、戸籍の記載のあり方について見直す必要はあるか。

以 上